

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

5 ME化と労働条件対策

調査研究と政策

マイクロエレクトロニクス(ME)化はこのところ急速に進展し、雇用量、職務の質、労働条件の変化などにより社会的影響も拡大する気配であり、労使の関心も高まっている。労働省でも調査研究、基本政策の策定をおこない、具体的対策としてはVDT作業に関するガイドラインを作成した。調査報告では、大規模な「技術革新と労働に関する調査」(八三年八月発表)、雇用促進事業団雇用職業総合研究所の研究プロジェクトを総括した「マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす影響について」の報告書(八四年四月二五日公表)がある。

政策としては、労働大臣の私的懇談会である雇用問題政策会議(有沢広巳座長)が「雇用問題におけるマイクロエレクトロニクス化への対応のあり方について」報告をおこなった(八四年四月二五日)が、これは今後のME化にともなう労働政策の基本方向を定めるものと推測される。この報告が定めた五原則は、以下のとおりである。

- (1)失業者を発生させることのないよう雇用の安定、拡大に努めること
- (2)労働者の不適応をもたらすことのないよう、労働能力の向上に努める
- (3)労働災害の発生、労働条件の低下をもたらすことのないよう、労働者福祉の向上に努めること
- (4)労使間の意思疎通が十分図られるよう、産業、企業、職場レベルでの具体的な問題に関する協議システムの確立に努めること。また、ナショナルレベルでも政労使間の意思疎通の促進に努めること
- (5)国際経済社会の発展に寄与するよう、国際的視野に立った対応に努めること

具体的対応として各原則に付加されたコメントのうち、労働条件等に関連するものは、つぎのとおりである。

- (1)原則1 中高年齢層、身体障害者等について、これらの労働者に適したME機器の開発と職務設計の改善を図ること、派遣的就業や在宅就業等への適切な対応を図ること、(2)原則3 労働生産性の成果が労働条件の向上特に労働時間の短縮に配分されるようにすること、賃金制度等をふくむ人事労務管理の整備を図ること、機器自体の安全、作業の安全を図るとともに、危険有害業務をおこなうロボットを開発すること、VDTに関する労働衛生問題の本格的対策を確立すること、労働者の心身の健康対策を講じること、(3)原則4 各レベルにおける協議システムの確立に努め、意思疎通を図ること、(4)原則5 先進国間の国際的コンセンサスを得るようわが国も積極的役割を果たすべきである。開発途上国にも、経験、人材を提供し技術協力すること。

労働省のMEに関するプロジェクト・チームは、八三年九月に報告書をまとめたが、その施策はつぎのとおりであった。

- (1)労働者の福祉の増進に寄与する技術開発の促進

- (2)労働条件の向上
- (3)企業内における教育訓練の振興等
- (4)公共職業訓練の充実
- (5)労働市場への影響に対応する雇用対策の推進
- (6)安全衛生対策

(7)事前協議慣行の普及促進

VDT作業のガイドライン

労働省では産業医学総合研究所と産業医科大学の共同研究(一九八三～八五年度)としてOA化の健康に及ぼす影響の調査研究をおこなっているが、VDT(Visual Display Terminals)作業が急速に普及しているところから、中央労働災害防止協会に専門家委員会を設けて検討を依頼していた。その暫定的ガイドラインがまとめ、八四年二月二七日中央労働基準審議会に報告された。労働省当局はこの「VDT作業における労働衛生管理のあり方」を非公式な形で都道府県労働基準局に伝達し、関係事業所を指導するよう指示した。

概要は以下のとおりである。

(1)労働衛生管理の原則

労働衛生管理の基本は、環境管理、作業管理および健康管理であり、そのため管理体制と労働衛生教育が必要である。事業者は総合的に自主的に取り組む必要があり、VDT作業ではこの原則が重要である。

(2)労働衛生管理の進め方

- (1)労働衛生管理体制
労働衛生管理体制の見直しと活性化。必要に応じ労働衛生コンサルタント等との連携をはかる。
- (2)導入

作業の多様性から画一的取り扱いは避ける。衛生委員会で影響を予測、評価して対策や教育に反映させる。VDTと付属設備の設計が労働衛生的に適切であり人間工学にマッチしていること。作業者の眼の疲労を防止するためCRTを注視する時間を短くする。環境管理に配慮する。

(3)試行

個体差の配慮。具体的対策には試行期間を設け効果を確認しながら進める。

(4)実施

事業者の取り組みと作業者の自覚・理解が必要。

(5)安全衛生教育

(6)習得訓練

初期の負担をなくすことを配慮して難易度に応じて実施。

(7)情報の活用

健康管理にあたって得た情報をフィードバックする。

(3)具体的事項

(1)環境管理

照明および採光(CRTディスプレイ鉛直面照度の目安は五〇〇ルクス以下。キーボード面等の水平面照度の目安は三〇〇～七〇〇ルクス)グレアの防止

(2)作業管理

VDT及び付属設備、CRTディスプレイ、キーボードの備えるべき物的条件、作業者とディスプレイとの関係の調整、作業休止時間(常時従事者につき、連続作業時間一時間につき一〇～一五分、かつ連続作業時間内において一～二回の小休止を目安とする)

(3)健康管理

配置前健康診断、定期健康診断、健康診断による事後措置、職場体操

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
